



6月5日省エネ事例に対する「質問内容と回答」



「質問内容」

2009年6月12日作成

Q;説明の簡易計測による方法で構わないのか・・・

簡易計測機器を用いて計測して把握したエネルギー使用量の数字を、定期報告書に記載する数字として使用して構わないのか。

(計量法の検定を通った機器で計測することが必要では?)

「回答内容」

A;パナソニック電工に確認した結果・・・

省エネ法では、事業者の省エネの判断の基準を告示で定めています。その中で、事業者自らが管理標準を設け、定期的にエネルギー使用量を計測すること、保守すること等を定めています。

省エネ法上は、計量法の検定を通った機器計測することまでは義務づけておりません。

御説明いたしました簡易計測器を用いる方法でも問題ありません。

* 計測器に関するお問合せ先

パナソニック電工回路株式会社 営業企画部

〒488-8520 愛知県尾張旭市三郷町角田1123番地

電話 0561-54-4961 FAX 0561-54-8461

URL <http://group.panasonic-denko.co.jp/pewjdr/>



発表内容

遠隔監視によるエネルギー計測に基づく 中小ビルの省エネ事例の紹介

近畿経済産業局「省エネ運用改善セミナー」資料
エネルギー対策課主催

2009年6月5日

パナソニック電気エンジニアリング株式会社
パナソニック電気ビルマネジメント株式会社



簡易計測による方法について

パナソニック電工「ビル・施設向け省エネチューニングより」

「計測 & 見える化 & 簡易チューニング」

■簡易計測器の追加設置

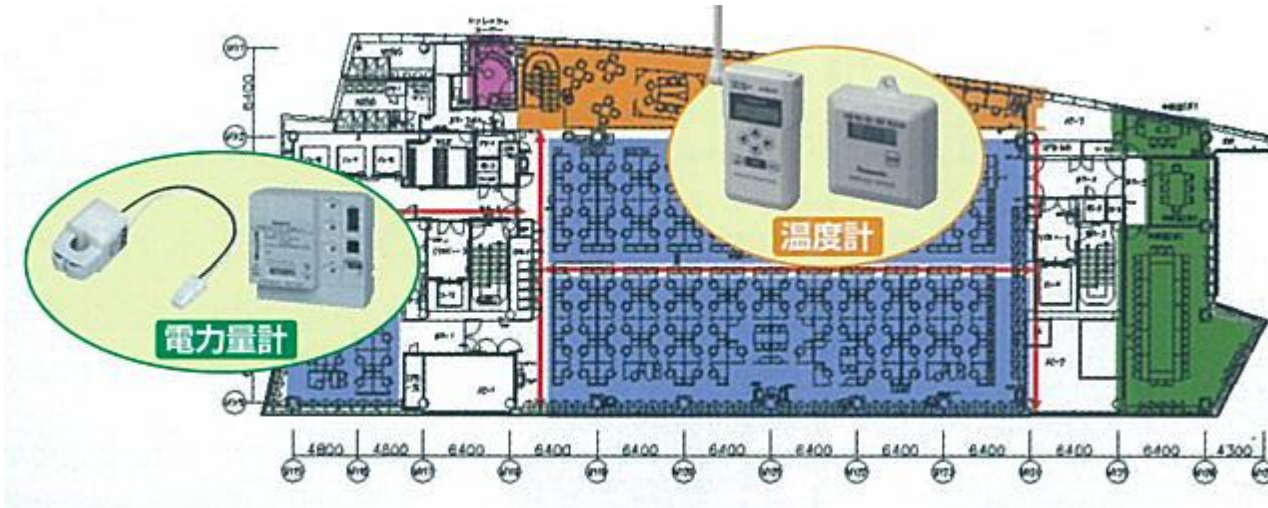
ビルの電気（照明、空調、コンセントに分類）だけでなく、ガスや水道なども計測。必要となる計測機器を追加設置します。

■計測データのグラフ化、診断

「省エネ運用データ収集分析ツール」により収集されたデータをグラフ化し、省エネ診断を行ないます。

■一部チューニング実施

運転パラメータの調整等、投資が不要な省エネ運用対策をデータ計測を行ないながら実施します。





計測機器例（多回路エネルギーモニタ）

〈パナソニック電工製〉

省エネの第一歩は現状把握から。エネルギーをカンタン計測、数値化。

本体ユニット



表示設定ユニット



SDカード

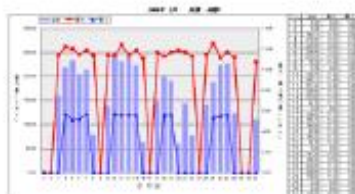
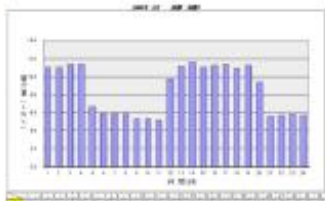


特長

- ・ 安価・高機能・コンパクト
- ・ 高容量対応(50A~600Aまで)
- ・ 積算電力量(自動ロギングモード)
- ・ 瞬時電力、電流、電圧(詳細ロギング)
- ・ パルス信号積算可能(水・エア流量等)
- ・ 停電補償(200時間 2次電池採用)

SDメモリカードで簡単にデータ収集

1分毎、1時間毎のデータがメモリ可能。
パソコンでSDカードに収集したデータを
グラフ化して分析・比較が可能



省スペース設置

盤などに10cm角のスペースさえあれば
設置は可能

●本体ユニット

100×100×58mm



※温度条件: -10℃~50℃にご注意ください